

別記様式第1号(第四関係)

遊<sup>ゆ</sup>佐<sup>ざ</sup>地<sup>ち</sup>区<sup>く</sup>活<sup>くわ</sup>性<sup>せい</sup>化<sup>か</sup>計<sup>けい</sup>画<sup>かく</sup>(変<sup>へん</sup>更<sup>こう</sup>)

山形県飽海郡遊佐町

令和8年1月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	遊佐地区活性化計画	都道府県名	山形県	市町村名	遊佐町	地区名(※1)	遊佐地区	計画期間(※2)	令和7年度～令和11年度
-------	-----------	-------	-----	------	-----	---------	------	----------	--------------

## 目 標 : (※3)

- (仮称)道の駅「鳥海」(遊佐PAT)を中心とした地域活性化のため、地域連携販売力強化施設(農産物直売所)を整備し、次に掲げる目標を達成する。
- ①交流人口の増加 現道の駅「鳥海」の令和3年度～令和5年度平均入込客数(レジカウント数)産直+鮮魚194,000人を目標値(令和9年度～令和11年度)の平均入込客数 304,000人とし、**合計 110,000人の増加**を目指す。
  - ②地域産物の販売額の増加 現道の駅「鳥海」の令和3年度～令和5年度の地域特産品販売額 293,000千円を目標値(令和9年度～令和11年度)の平均販売額 515,000千円とし、**222,000千円の増加**を目指す。
  - ③イベントの開催 目標値(令和9年度～令和11年度)の**平均イベント実施回数8回**を目指す。

## 目標設定の考え方

**地区の概要:**  
 遊佐町(以下「本町」という。)は、山形県の最北部に位置し、秋田県にかほ市に接しており、南北の交通大動脈である国道7号が地区内を縦貫している。町のシンボルである、日本百名山・東北第二位の名峰鳥海山をはじめ、鳥海国定公園に指定されている日本海の海岸線、ニノ滝や高瀬峡、地球科学的価値を持つ鳥海山・飛鳥ジオパーク等風光明媚な自然が豊富に残されている。鳥海山と日本海に囲まれた肥沃な庄内平野に月光川等を代表とする各河川が貫流し、雄大な景観を形成している。その澄んだ空気や豊富な水資源によって、本町の農林水産業は発展してきた。農家の高い栽培技術により品質の高い農産物が多く、「遊佐米」や「パプリカ」、「メロン」等が全国的に有名であり、また夏の味覚として、鳥海山の恩恵である豊富なミネラルを含んだ伏流水によって育まれた「天然岩ガキ」、秋には鮭の遡上による「いくら」など海産物も楽しめる。  
 本町の農林水産事業においては、こうした豊かな一次産品の供給力を盤石なものとすることを目指して、観光・商工政策・教育事業との政策・施策間連携に力を入れている。

## 現状と課題

本町は平成22年に過疎地域に指定されており、国勢調査による総人口は、平成22年度の15,480人に対し、平成27年度には14,207人、高齢化率は33.0%から37.2%に増加、年少人口は10.8%から9.9%に減少している。令和3年11月30日に公表された令和2年度国勢調査の結果によると人口が13,032人であり、本町の過疎化に歯止めがかかっていない状況にあり、地域産業の衰退といった問題を引き起こしている。  
 そのような中、本町の令和元年度の観光入込客数は延べ322万人(令和元年度山形県観光者数調査より)となり、首都圏・仙台都市圏等の大都市圏から「行きにくい場所」にあるにもかかわらず、山形県内で5番目に多い入込客数となっている。この観光入込客数に大きく貢献しているのが、国道7号沿いにある道の駅「鳥海」(以下「現道の駅」という。)であり、入込客数の約7割に当たる200万人以上が、毎年全国各地から訪れている。  
 現道の駅では、地元農家が生産した四季折々の農産物を提供する直売所「ひまわりの会」や、県漁協女性部が運営する鮮魚直売所「元気な浜店」等があり、生産者の生産意欲の向上や、多くの雇用創出にも繋がっている。また、平成26年10月には、新鮮な地場野菜やその加工食品、地魚等の浜焼きや惣菜類の販売等を通して、地元農家生産者と道の駅来客者との交流を図る取り組みなど地域振興への貢献度が高く評価され、第一回東北道の駅好事例大賞を受賞している。  
 このように、地域の原動力として役割を果たしている現道の駅であるが、以下のような課題がある。

### (1) 観光客の受け皿となる施設整備が必要

現道の駅では、年間約5億円の売上有る人気の道の駅ではあるが、平成8年の建設から、令和6年時点で築24年が経過しており、本道で建設された施設の老朽化が進行している。また、施設面積も手狭であり、利用者のすれ違いも困難な動線となっている。加えて、十分なバリアフリー対応もされていない。駐車場は、臨時駐車場を含めて小型車197台用意されているが分散しており、建物に接している第一駐車場(小型車80台)は毎週末の休日には満車状態となるなど手狭な状況が顕著している。  
 また、現在は好調である売上高についても、国道7号の交通量約11,180台日(※H27年道路交通センサス)を開口としていることの要因が大きいのだが、令和8年度に予定されている日本海沿岸東北自動車道の全線開通により国道7号の交通量は8割以上減少することが予想されており、現状のままでは売上高の維持も困難となる。  
 そのため、日本海沿岸東北自動車道沿いに新たな道の駅を移転・再整備することで、通り過ぎる町ではなく、地域のゲートウェイとなるような賑わいと活力を生み出すよう観光客をさらに町内へと誘引することを目指す施設整備が必要となってくる。

### (2) 過疎化の進行を食い止め、一次産業の担い手不足解消が必要

令和2年度国勢調査の結果によると、本町の人口は13,032人、高齢化率が42.3%、全人口における年少人口の割合が9.3%となるなど、少子高齢化を伴った人口減少が進んでいる。令和6年5月に民間の有識者グループ「人口戦略会議」により公表された「消滅可能性自治体」でも、本町は若年女性人口変化率-65.8%と非常に危機的な状況であることが示されている。こうした影響により、人口が減少(2020年13,032人→2050年6,160人予測)し、本町の基幹である一次産業従事者の高齢化・担い手不足による地域経済産業の衰退など、様々な面で町民の暮らしや産業に影響を及ぼすことが懸念されている。現道の駅でも産直を担っている団体の高齢化が進み、午後になると売り場の棚が空になることが続いており、品物を補充する要員がいらない。また団体のメンバーの数年横ばいのため後継者が育たず、団体内でも実質稼働している生産者が減ってきている。  
 過疎化の根本的な原因は様々あげられるが、本事業では、「本町に帰りたいけど仕事がない」=地域経済の循環・外貨の獲得による安定した地場産業の定着」といった課題に対してアプローチしていく。これにより、一次産業従事者のモチベーションを高め、また、若者や移住者など新たな担い手、後継者が、地域の一次産業を受け継いでいく環境を整え過疎化を食い止めていくことを目指す。

## 今後の展開方向等(※4)

- 日本海沿岸道路遊佐鳥海IC付近への移転再整備、国・県との連携  
 国・県と連携し、新たな道の駅を日本海沿岸東北自動車道沿いで遊佐鳥海ICから降りてすぐの立地で県道345号沿いでもあり、立ち寄るにはとても便利な立地に整備する。日本海沿岸東北自動車道が全線開通する令和8年度末以降の、令和9年度初頭にランドオープンすることを旨とするともに、道路開通と同時に新たな道の駅のPR活動を展開する。
- 不足している売り場面積の拡充+MD戦略による魅力ある売り場づくり+新鮮な地産品をその場で楽しめるBBQスペースの自主事業実施  
 新たな道の駅では、現道の駅で不足している売り場面積を拡充し、買い回りやすい動線にするとともに、遊佐町内、及び庄内・環鳥海エリアまで新規出荷者の取り込み、地域全体で商品供給量を高め、利益を循環させる。また、新商品開発として、フードプロデューサー(小野愛美氏)や、総務省地域カオパイザー(金山宏樹氏)の知見を取り込み、本町ならではのオリジナリティあるキャラクターコンテンツの造成と売り場づくり(マーチャンダイジング)に取り組んでいる。  
 また、道の駅多目的広場内にて、運営事業者の自主事業としてBBQスペースを設置し、とれたての地場野菜、お米、魚、肉(庄内豚など)をその場で楽しめるような取り組みにより、一次産品の認知度向上と産直売場と連携した消費加速を図る。
- IT活用による生産者との円滑なコミュニケーションとマーケティング分析の実施  
 新たな道の駅では、DXを積極的に取り入れる。具体的には、他の道の駅とも連携したスマホアプリの導入によるCRMデータの収集・分析・活用によるプッシュ型の販売戦略と、産直売場の状況をアプリで確認できるようにすることで、産直売場の棚が午後には品薄になっている状況であるが、品物を生産者がデータの見える化により効率よく収穫・補充できる仕組みを実現し、生産者の作業効率化を図る。スマホアプリだけでなく、POSレジとの連携でデータの活用により、商品の売れ筋や購入者の傾向などを把握し、より購入者に寄り添った売り場にする。
- 新たな事業推進体制の構築  
 現道の駅では、第三セクターによる運営を行っているが、新たな道の駅では、庄内・環鳥海エリアの賑わいの拠点となることを目指し、新たに指定管理候補者として令和5年度に公募し、「庄交コーポレーション」を代表企業とする「共同企業体ジョ鳥海パートナーズグループ」を選定した。代表企業である「庄交コーポレーション」は多くの子会社を組織しており、観光情報施設や商業施設、土産施設、観光バス事業などに精通しているため、新たな事業推進体制により、強みを生かした商業戦略で現道の駅以上に新たな道の駅の魅力を高めていく。

## 2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別(※3)	備考
遊佐町	遊佐地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	遊佐町	有	ハ	
遊佐町	遊佐地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	遊佐町	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
遊佐町	遊佐地区	農山漁村活性化施設整備附帯事業	遊佐町	有	

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
遊佐町	遊佐地区	遊佐パーキングエリアタウン(新道の駅)整備事業	遊佐町	内容:道の駅整備 期間:R7年度着工、R8年度竣工予定

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

#### 【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で

実施する事業については、備考欄に「区域外で実施」と記載するほか、活用する農地法等の特例がある場合はその種類についても備考欄に記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、交付金交付に係る実施要領に記載されている交付対象事業の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニ・ホのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

遊佐地区(山形県飽海郡遊佐町)	区域面積(※2)	19,649.4 ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 本計画区域の当該地区の総面積19,649.4haに対し、地区内の農用地と山林の合計面積は14,961ha(農用地3,810ha、山林11,151ha)であり、地区面積の約75%を占めている。また、地区就業人口6,728人に対して、農林漁業従事者は1,117人であり、約17%を占めており、農林漁業が重要な産業になっている。(2020年農林業センサス、2020年国勢調査より)		
②法第3条第2号関係: 本計画区域の、農業経営体数は2015年から2020年の5年間で509から442まで減少しているなど、地域の活力低下が懸念されている。(2015年及び2020年農林業センサスより) 地域の拠点となる「遊佐パーキングエリアタウン(新道の駅鳥海)」に農産物直売所や地域特産物販売所を整備することで、出荷先の確保と所得向上による就農者増や高齢となった生産者の継続営農を可能とするとともに、ジオツーリズム等を通じた都市農村交流の促進を図ることは、地域の活性化のために有効かつ適切である。		
③法第3条第3号関係: 本計画区域には、都市計画法に基づく用途地域は除いている。		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 活性化事業の実施に関する事項

(注) 農地法、農振法、都市計画法の特例措置を必要とする場合に記載すること。

(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の場合には、「10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項」を記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

##### 1 活性化事業の用に供する土地に関する事項(※1)

土地番号	土地の所在	地番	地目		面積	土地利用区分(※2)		特例措置(※3)	備考
			登記簿	現況		農用地区域の内外	市街化調整区域の内外		
①									
②									
③									

##### 2 施設の整備の内容

施設番号	種別(※4)	施設の種類	(当該施設が農振法上の農用地等に該当する場合は○)	規模・用途等(※5)	土地番号 (土地の所在)(※6)	備考
①						
②						
③						

##### 【記入要領】

※1 活性化事業の用に供する土地について記載すること。

※2 活性化事業の用に供する土地の一部又は全部が農用地区域内に存する場合には、「農用地区域の内外」欄に「○」を記載すること。

また、活性化事業の用に供する土地の一部又は全部が市街化調整区域内に存する場合には、「市街化調整区域の内外」欄に「○」を記載すること。

※3 「特例措置」の欄には、農山漁村活性化法の規定により適用を受ける特例措置の法律名及び条項を記載すること。具体的には、「農地法第4条第1項」、「農振法第15条の2第1項」、「都市計画法第29条第1項」又は「都市計画法第43条第1項」のいずれか該当するものを記載すること。

※4 「種別」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

※5 「規模・用途等」には、建築面積及び施設の使用目的を記載すること。

※6 「土地番号(土地の所在)」は「1 活性化事業の用に供する土地に関する事項」の対応する「土地番号」を記載すること。

## 5 活性化事業の用に供するため農地を農地以外のものにする場合の記載事項

(注) 農地法第4条に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添1) 農地法の特例措置」を添付すること。

### 1 概要

転用の時期(※1)	
転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要(※2)	

### 2 省令第7条各号の要件に該当する旨及びその理由

(注) 省令第7条第1号に該当する旨及びその理由のみ記載すればよい。

(注) 農用地区域からの除外を要さない場合、記載は不要である。

「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について(※3)

		規則第7条第1号に該当すると判断した理由
規則第7条第1号イ		
規則第7条第1号ロ		
規則第7条第1号ハ		
規則第7条第1号ニ		
規則第7条第1号ホ		
規則第7条第1号ヘ	(1)	
	(2)	
規則第7条第1号ト		

### 3 その他参考となるべき事項

--

【記入要領】

※1 「転用の時期」には、「(別添1)農地法の特例措置」の3の(3)の記載事項を簡潔に記載すること。

※2 「転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要」には、「(別添1)農地法の特例措置」の5の記載内容を転記すること。

※3 当該活性化事業の用に供する土地毎に記入することとし、「4 活性化事業の実施に関する事項」の土地番号との整合を図ること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1)当該活性化事業の用に供する土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書(全部事項証明に限る。)

(2)当該活性化事業により施設の整備を行う場合にあつては、当該施設及び当該施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

(3)当該活性化事業の用に供する土地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があつたことを証する書面

(4)当該活性化事業の用に供する土地が農用地区域内の土地であるときには、そのことを明らかにする図面

(5)当該活性化事業の用に供する土地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面)

(6)その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合(指定市町村が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合(指定市町村と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。))にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、用意すること。

## 6 活性化事業の用に供するため開発行為(農振法第15条の2第1項)を行う場合の記載事項

### 1 活性化事業の用に供する土地を農用地等以外の用に供する場合の記載事項

(1) 「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について(※1)

		規則第7条第1号に該当すると判断した理由
規則第7条第1号イ		
規則第7条第1号ロ		
規則第7条第1号ハ		
規則第7条第1号ニ		
規則第7条第1号ホ		
規則第7条第1号へ	(1)	
	(2)	
規則第7条第1号ト		

(2) その他参考となるべき事項

--

## 2 活性化事業の用に供する土地を農用地等の用に供する場合の記載事項

(注) 農振法第15条の2第1項に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添2) 農振法の特例措置」を添付すること。

1 工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日
2 農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要(※2)	
3 防災措置の概要(※3)	
4 その他参考となるべき事項	

### 【記入要領】

※1 当該活性化事業の用に供する土地毎に記入することとし、「4 活性化事業の実施に関する事項」の土地番号との整合を図ること。

※2 「農用地等としての利用を困難にしたいための措置」欄には、開発行為後の土地農用地等の用に供する場合にあって、農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要を記載すること。

※3 「防災措置の概要」欄には、活性化事業に係る開発行為により周辺の農用地等に土砂が流出し又は崩壊する等により災害を発生させるおそれがある場合に、それを防止するための措置を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1) 当該開発行為を行う土地の位置及び付近の状況を明らかにした図面

(2) 当該開発行為が建築物その他の工作物の新築、改築又は増築である場合にあっては、当該開発行為を行う土地における当該建築物その他の工作物の位置を明らかにした図面。

(3) その他参考となるべき書類

## 7 都市計画法に関する記載事項(農林漁業等振興等施設整備事業に関する事項)

- (注) 特定開発行為若しくは建築行為等(法第5条第11項)に対し、都市計画法に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。  
また、「(別添3) 都市計画法の特例措置」を添付すること。  
(注) 特定開発行為若しくは建築行為等を行う者から都道府県知事への許可申請が別途必要であることに留意すること。

### 1 特定開発行為を行う場合の概要

開発区域に含まれる土地(※1)	
開発区域の面積	平方メートル
開発の目的、予定建築物の用途	
工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日

### 2 建築行為等を行う場合の概要

建築物の種別(※2)	
建築物を建設しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在(※3)	
建設しようとする建築物、用途の変更後の建築物の用途	
工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日

**【記入要領】**

※1 開発区域内の土地の土地番号(4 活性化事業の実施に関する事項の土地番号)を全て記載すること。

※2 建築物の新築、改築、用途の変更の別を記載すること。

※3 該当する土地の土地番号(4 活性化事業の実施に関する事項の土地番号)を全て記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1) 当該農林漁業団体等(個人である場合を除く。)の定款又はこれに代わる書面

(2) 当該農林漁業団体等の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

(これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)

(3) 特定開発行為を行う場合には、

① 開発区域(開発行為をする土地の区域)の位置を表示した地形図

② 現況図(a 地形、b 開発区域の境界、c 開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設を表示したもの)

③ 土地利用計画概要図(a 開発区域の境界、b 公共施設の位置及びおおむねの形状、c 開発行為に係る建築物の敷地のおおむねの形状を表示したもの)

④ その他参考となるべき書類

(4) 建築行為等を行う場合には、

① 付近見取図(方位、建築行為等に係る建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の公共施設を表示したもの)

② 敷地現況図(建築行為等に係る建築物の敷地の境界及び当該建築物の位置を表示したもの)

③ その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合(指定都市等が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合(指定都市等と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。))にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、用意すること。

## 8 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			
											市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別		

### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

#### 【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

## 9 多面的機能発揮促進事業に関する事項

組織名: \_\_\_\_\_ (※1)

### 1 多面的機能発揮促進事業の目標

#### (1) 現況

--

#### (2) 目標

--

### 2 多面的機能発揮促進事業の内容

(注) 実施する多面的機能発揮促進事業のうち、農用地保全事業に該当する内容のみを記載すればよい。

#### (1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域(省令第2条第5号口に関する事項)

##### ① 種類(実施するものに○を付すること)

1号事業	
<input type="checkbox"/>	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成20年法律第78号。以下「多面法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持 その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動 (農地維持支払交付金)
<input type="checkbox"/>	多面法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 (資源向上支払交付金)
<input type="checkbox"/>	2号事業(中山間等地域等直接支払交付金)
<input type="checkbox"/>	3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)

##### ② 実施区域

--

(2)活動内容等

① 省令第2条第5号ハの事業(多面法第3条第3項1号の事業)

1)事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

--

2)活動の内容

イ 多面法第3条第3項第1号イの活動(※2)

--

ロ 多面法第3条第3項第1号ロの活動(※3)

--

② 省令第2条第5号ニの事業(多面法第3条第3項2号の事業)

1)農業生産活動の内容(※4)

--

2)農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動(※5)

--

③ 省令第2条第5号ホの事業(多面法第3条第3項3号の事業)

1)自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容(※6)

--

2)1)の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動内容(※7)

--

3 省令第2条第5号ホに関する事項(多面的機能発揮促進事業の実施期間)(※8)

--

【記入要領】

- ※1 組織毎に作成すること。
- ※2 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(1)農地維持支払」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※3 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(2)資源向上支払(共同)」及び「(3)資源向上支払(長寿命化)」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※4 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。  
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式6の経営規模及び農業所得調書の「1 経営規模」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)。  
ただし、交付金額に係る記載は不要。
- ※5 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第4 集落マスタープラン」、「第5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9 加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。  
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式7の「協定農用地の概要」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)。
- ※6 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書Ⅳの「1 自然環境の保全に資する農業の生産方式」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※7 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書Ⅳの「3 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容」に記載する内容を簡潔に記載すること。

(添付資料)

- (1)多面法第3条第3項第1号に規定する事業を行う場合は、「多面的機能支払交付金実施要綱」(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の1の事業計画書及び2の活動計画書
- (2)多面法第3条第3項第2号に規定する事業を行う場合は、「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知)参考様式第4号の1事業計画書及び2活動計画書(別紙様式1)、別紙様式2～7のうち事業の申請に必要なもの
- (3)多面法第3条第3項第3号に規定する事業を行う場合は、「環境保全型農業直接支払交付金交付要領」(平成23年4月1日22生産第10954号農林水産省生産局長通知)の共通様式第2号の事業計画書、共通様式第3号の活動計画書

## 別紙

### 地区の概要

(注) 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

#### 1. 活動期間

	活動開始年度 (計画認定年度)	活動終了年度
農地維持支払	年度	年度
資源向上支払(共同)	年度	年度
資源向上支払(長寿命化)	年度	年度
中山間地域等直接支払	年度	年度
環境保全型農業直接支払	年度	年度

#### 2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積(※1)						うち遊休農 地面積
	田	畑	草地	採草放牧地	計	
多面支払	a	a	a		a	a
中山間直払	a	a	a	a		
	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜	a	a
取組 面積 (※2)						a

農業施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
		km	km
うち、資源向上支 払(長寿命化)の 対象施設	km	km	箇所

#### 3. 実施区域位置図 別添「実施区域位置図」のとおり

#### 【記載要領】

※1 多面支払の認定農用地は、集落が管理する農用地を記載する。

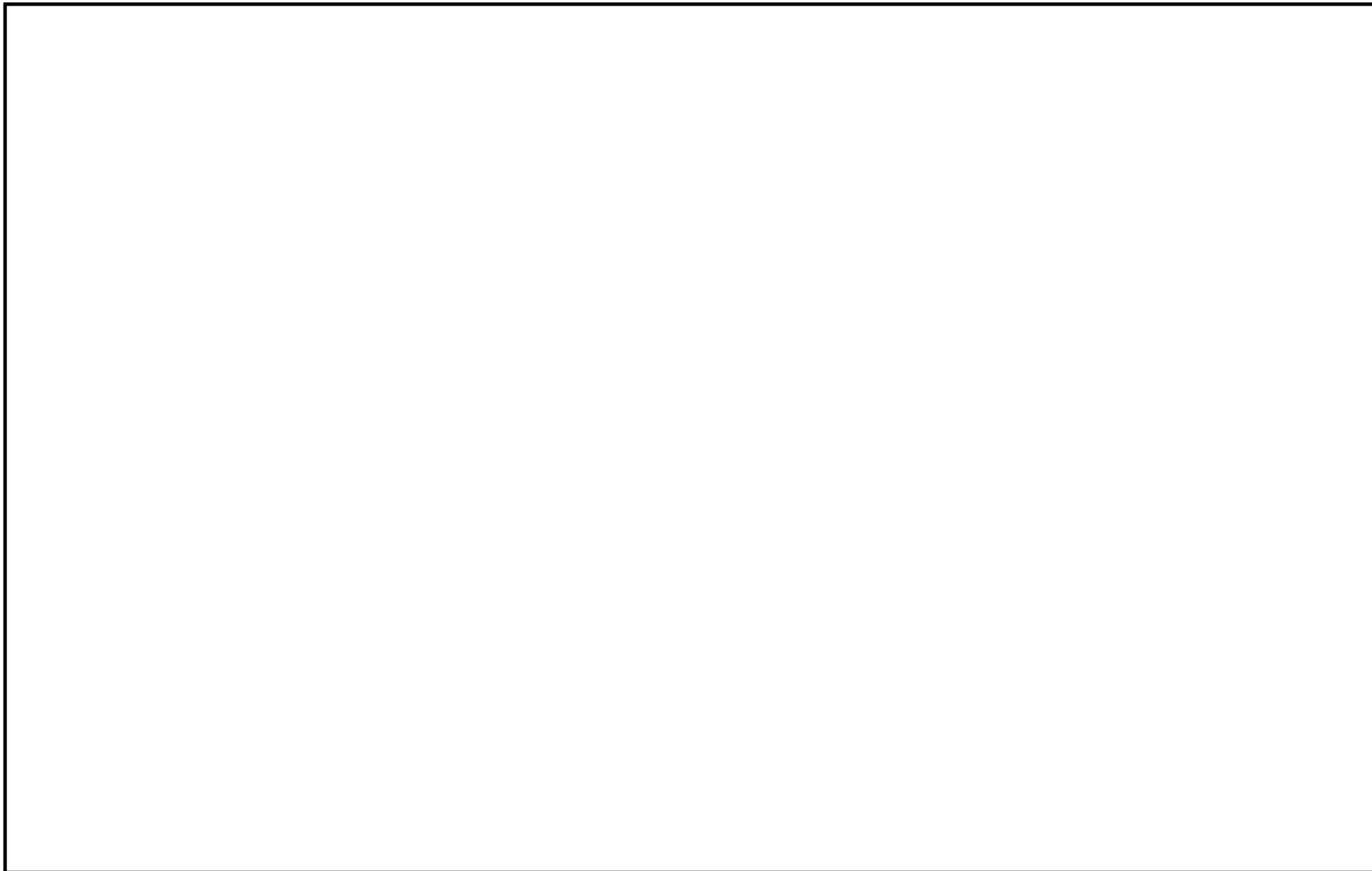
※2 環境保全型農業直接支払に取り組む場合は、環境保全型農業直接支払交付金交付等要領別紙第2の1の(2)活動計画書のIVの4の交付金額の取組面積の合計を記載するものとする。

(別添)

実施区域位置図

組織名称:

- 1号事業(多面支払)       2号事業(中山間直払)       3号事業(環境直払)



## 10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の特例を必要とする場合に記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第10項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第10項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
- また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第10項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第10項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 11 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

①交流人口が年間110千人増加、②地域産物の販売額が年間222,000千円増加、③賑わい・集客に資するイベントの開催が年間8回増加、この3つの目標について、管理団体である共同企業体ジオ鳥海パートナーズの調査実績をもとに、いずれも令和9年度～令和11年度の平均値を確認し、令和3年度～令和5年度の平均値と比較して遊佐町が評価を行う。この評価結果については、評価期間の翌年である令和12年に学識経験者等の第三者の意見を求めて検証を行い、その結果を公表するものとする。

### 【記入要領】

※1 施行規則第2条第6号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。  
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第7条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、交付金交付に係る実施要領の定めるところによるものとする。